

京阪プレミアムカークラブ会員規約 新旧対照表

改 正	現 行
京阪プレミアムカークラブ会員規約	京阪プレミアムカークラブ会員規約
2017. 8. 1 制定 2018. 2. 20 改正 2018. 3. 23 改正 2018. 4. 27 改正 <u>2018. 9. 15 改正</u>	2017. 8. 1 制定 2018. 2. 20 改正 2018. 3. 23 改正 <u>2018. 4. 27 改正</u>
第 1 条 (現行どおり)	第 1 条 (省 略)
第 2 条 (現行どおり)	第 2 条 (省 略)
(用語の定義)	(用語の定義)
第 3 条 この規約において用いる用語の意味は、次のとおりとします。 会員：本規約を承認のうえ、インターネット環境を通じて京阪プレミアムカークラブの入会申込みを行い、当社が入会を認めた方 <u>列車指定券：プレミアムカー券およびライナー券のことをいう</u> ネット列車指定券：本サービスにより発売を行う列車指定券のことをいう <u>発行替：ネット列車指定券を列車指定券発売駅において購入列車単位で列車指定券に発行替することをいう</u> スマートフォン等：インターネットに対応しており、専用ホームページに正常に接続することが出来るスマートフォン・タブレット等の情報端末のことをいう 専用ホームページ：ネット列車指定券を購入するためのホームページのことをいう ログイン：専用ホームページのログイン画面にて、メールアドレス、パスワードを入力して、メニュー画面を表示させることをいう	第 3 条 この規約において用いる用語の意味は、次のとおりとします。 会員：本規約を承認のうえ、インターネット環境を通じて京阪プレミアムカークラブの <u>(新 設)</u> 入会申込みを行い、当社が入会を認めた方 ネット列車指定券：本サービスにより発売を行う列車指定券 <u>(新 設)</u> スマートフォン等：インターネットに対応しており、専用ホームページに正常に接続することが出来るスマートフォン・タブレット等の情報端末のことをいう 専用ホームページ：ネット列車指定券を購入するためのホームページのことをいう ログイン：専用ホームページのログイン画面にて、メールアドレス、パスワードを入力して、メニュー画面を表示させることをいう
第 4 条 と (現行どおり)	第 4 条 と (省 略)
第 13 条	第 13 条
(契約の成立時期及び適用規定)	(契約の成立時期及び適用規定)
第 14 条 本サービスによる運送等の契約は、次の場合に成立するものとします。 (1) (現行どおり) (2) 会員が、 <u>ネット列車指定券を購入後、購入列車単位で列車指定券に発行替したとき。</u> (この場合、当社の旅客営業規則等に定める「列車指定券」と同様の取り扱いとなります。)	第 14 条 本サービスによる運送等の契約は、次の場合に成立するものとします。 (1) (省 略) (2) 会員が、 <u>ネット列車指定券等その契約に関する証票の交付を受けたとき</u> (この場合、当社の旅客営業規則に定める「列車指定券」と同様の取り扱いとなります。)
2 (現行どおり)	2 (省 略)
(プレミアムカーまたはライナー列車への乗車)	(プレミアムカーまたはライナー列車への乗車)
第 15 条 (現行どおり)	第 15 条 (省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)
<u>3 会員はネット列車指定券を購入後、購入列車単位で列車指定券に発行替をすることができます。</u>	<u>3 (新 設)</u>
第 16 条 (現行どおり)	第 16 条 (省 略)
第 17 条 (現行どおり)	第 17 条 (省 略)
(ネット列車指定券の発行替)	(ネット列車指定券の発行替)
第 18 条 <u>会員は、列車指定券発売駅において専用の発行替申込用紙に記入し、ネット列車指定券を購入列車単位で列車指定券に 1 回に限り発行替ができます。</u> <u>ただし、発行替ができるのは、ネット列車指定券を購入後から乗車予定列車の時刻表に表示された発車時刻 3 分前までとします。</u> <u>2 発行替した列車指定券の取扱は、本規約ではなく当社の旅客営業規則等に定めるところによります。</u>	第 18 条 <u>(新 設)</u>
(以下 一条ずつ繰り下げ)	
第 19 条 と (現行どおり)	第 18 条 と (省 略)
第 34 条	第 33 条
(有効期間)	(有効期間)
第 35 条 本規約は、 <u>2018 年 9 月 15 日</u> より効力を有します。	第 34 条 本規約は、 <u>2018 年 4 月 27 日</u> より効力を有します。

※下線部が変更箇所です。